

兵庫県公報

平成23年12月16日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成23年12月16日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成23年12月16日

兵庫県監査委員

栗原 一
黒川 治
天宅 陸行
塚本 隆文

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成23年10月17日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、明石市林2丁目12番32号 河合克彦外1人から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 請求事項1

県費負担教職員である加古川市立及び神戸市立の学校の教員が、違法な勤務時間の割振り変更により正規の勤務時間を短縮していることは、職務専念義務違反であるにもかかわらず、短縮した勤務時間分の給与を減額しないで支給し、何らの措置を講じていない。

(4) 請求事項2

県立神戸聴覚特別支援学校のA教諭（以下「A教諭」という。）が、平成23年7月5日に、承認を受けずに年次休暇を取得していることは、職務専念義務違反であるにもかかわらず、当該時間に係る給与を減額しないで支給し、何らの措置を講じていない。

(9) 請求事項3

兵庫県高等学校教職員組合の情報紙が県立学校にファックスで送られ、コピーされていることは、県立学校のファックス機及びコピー機の目的外使用であるにもかかわらず、その目的外使用に係る費用を徴収せずに同機器の経費を支出し、何らの措置を講じていない。

よって、上記(7)から(9)までは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条、第25条等に違反する違法又は不当な公金の支出である。

イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、県が被った損害を補填するために必要な措置が講じられることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記の文書が提出された。

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成23年10月17日（請求書提出日）付けて受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成23年11月18日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人のうち1人から、おおむね下記(1)のとおり陳述があり、また、新たな証拠として、下記(2)の文書が提出された。

(1) 請求人の陳述

請求の主な点は、割振り変更という勤務時間の短縮により、根拠のない割振りを行っていることである。学校現場に行って理由を聞いたが、本来は県教育委員会が根拠のない割振りを止めなければならないのに、反対に助長させているということに問題の一端がある。

県通知と条例とどっちが大事なのだということは、皆わかっているのに、県通知が法的根拠であるとするのは、何か勘違いされている。政令と条例の定めでは、限定4項目については時間外勤務を命令しても構わない、回復措置はしないとしているにもかかわらず、限定4項目以外でもたくさんの項目について、ごく少数の残業でも割振り変更をしている。

事実証明書で示してあるが、記録簿が打出の小づちみたいに、勤務時間短縮の隠れみになっているのは、政令と条例に違反しないだろうか。

限定4項目は使用者の側から見たら使いっぱなしでよろしい、としているのに、県では割振りという言葉で、回復措置をしていることについて、県は、県通知を法的根拠として、当たり前になっているのが一番問題である。

鉛筆年休の件、コピーの紙の件は、服務を監視しなければならない県教育委員会が反対に、問題がないと言って、助長するようなことをしている。

校長ら割振り変更権者も、自分が責任者だと思っていないのではないだろうか。県通知が正しいのだと言われるが、県通知が根拠だと言われると、何でもありになる。

県教育委員会がコントロールしなければならないのに、反対の立場に立っているから、いろんな問題が起きている。

監査の結果によって少しでも方向が変わるようにお願いしたい。

(2) 新たな証拠

ア 平成23年11月13日付け産経新聞

イ 公文書公開請求書（平成23年7月12日付け請求人作成）

ウ 公文書非公開決定通知書（平成23年8月1日付け県教育委員会作成）

エ 限定4項目以外の業務に係る割振り変更について（県教育委員会事務局教職員課作成）

オ 政令、条例、教育委員会規則及び県教職員課作成文書（上記エの抜粋）

2 執行機関の陳述の要旨

平成23年11月18日、県教育委員会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 請求事項1

ア 勤務時間の割振り変更

県の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）では、教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）で定める基準に従い「県教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。」と規定している。そして、義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第19号）では、前述の政令で定める基準に従い4項目の業務（以下「限定4項目」という。）を定めている。

しかし、多くの学校現場においては、校長の命により、各種の生徒指導業務や各種会議等を実施し、その多くが通常の正規の勤務時間を超えて行われているのが実情であり、学年会議及び校務運営委員会、企画運営委員会その他各種委員会、学校における各種教科研究会並びに生徒指導活動等の限定4項目以外の業務についても通常の正規の勤務時間を超えて勤務せざるを得ない場合があるということである。

文部省（現在の文部科学省）においても、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の施行通達（昭和46年7月9日付け文初財第377号文部事務次官通達）において、教育職員には、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める変形労働時間制の活用により、勤務時間の割振り変更を行うことで、原則、超過勤務を命じないようにすべきであるとしている。

そこで、県においては、同法に基づく1月単位の変形労働時間制を適用して、正規の勤務時間を4週間の範囲内において弾力的に設定することができるとする「勤務時間の割振変更制度」を制定し、勤務時間の割振り変更を行える対象業務を定めて、通常の正規の勤務時間を超えて勤務せざるを得ない場合に対応している。

言い換えれば、校長としては、現下の公立学校の置かれている状況から、限定4項目以外の業務についても通常の正規の勤務時間を超えて勤務せざるを得ない場合があるが、これを超過勤務として取り扱えば、給特法及び勤務時間条例に抵触し、違法となることから、変形労働時間制を適用して、割振り変更により、正規の勤務時間の枠を広げることで対応しようとするものである。

イ 神戸市教育委員会に対する協力

県教育委員会としては、県内の他の市町組合教育委員会と同様に、勤務時間の割振り変更権者である校長の服務を監督する神戸市教育委員会に対しても毎年度、勤務時間の適正な管理について通知するとともに、勤務時間の適正な割振り変更が行われるよう記録簿の様式や記載についての留意事項及び記入例を提供してきたところであり、今後も必要な資料について提供していく予定である。

(2) 請求事項2

ア 休暇の承認

県立学校教職員の休暇の承認については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第23条第1項で「年次休暇、病気休暇、特別休暇又は組合休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。」と定められている。

また、職員の休暇については、兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）第5条第2号により、校長が専決することができることとされている。

イ 本事案の休暇承認の有効性

本事案においてA教諭が平成23年7月5日の年次休暇について、取得するはば1時間前に、教頭に申し出た際、教頭はそれを口頭により承認するとともに、休暇簿に記入するよう指導したうえで、職員室のホワイトボードに「A 3時間年休」と記載した。その後、A教諭はその翌日の同月6日も年次休暇を取ることを告げ、教頭は口頭で承認した。

手続を進めようとしたA教諭は自身の年休簿の用紙に同月5日の年休すら記入する空欄がなかったため、新たな用紙を必要とすることを教頭に申し出た。そのため、教頭は事務室に補充を依頼するとともに、補充され次第、記入するよう指導したが、A教諭は直後に生徒の給食指導に従事する必要があったため、「次の日でもいいですか」と言いながら、慌ただしく職員室を出た。

この時点で、教頭にはA教諭が同月5日の分は記載したうえで、同月6日の分を書く空欄がなかったのだという思い込みと、同日の分についても補充された用紙に当然記入したはずだという思い込みがあり、A教諭には事後の手続でも構わないという承認を受けたという思い込みがあった。

以上、双方の認識のすれ違いから、A教諭には新たな用紙が追加された際に直ちに記載しなかったこと、教頭はその記載の確認を怠り、代理での手続等もしていなかったことなど、ともに職員の勤務時間、休暇等に関する規則第23条に規定されている正規の手続を欠いていたことについては、瑕疵のある承認であったといわざるを得ない。

しかし、A教諭が同月5日に、年次休暇の口頭による申請を行い、教頭がこれを承認したことは、事実であると認められるため、その申請及び承認が無効であり、そのような事実が確認できないとは

いえず、手続に瑕疵はあるものの有効であると考えることが適当である。

ウ 本事案が職務専念義務に違反するか

このことから、休暇の承認は有効であり、当該休暇の日時について、A教諭は職務専念義務が免除されていると考えることが適当であり、職務専念義務に違反しているとまではいえず、給与の返還にまで至るものではない。

エ 管理職の不適切な事務処理について

しかしながら、県教育委員会としては、教職員の服務規律の確保について、これまでも綱紀肅正通知や県立学校の管理職対象の服務研修等において指導してきたところであり、A教諭が正規の手続を完了しないまま職場を離れたこと、勤務時間の適正な運用を管理し、指導すべき教頭が安易に口頭で承認を行ったこと、及び確認を怠ったことは、極めて遺憾といわざるを得ない。

今後は県立神戸聴覚特別支援学校の教職員に対する指導はもちろん、全県立学校の教職員に対して服務手続の遵守について周知徹底し、二度とこのような事案が発生することのないよう強く指導してまいりたい。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、次の支出を監査の対象事項とした。

- (1) 請求事項1について、神戸市立の学校の教員に対する給与の支給
- (2) 請求事項2について、県立神戸聴覚特別支援学校の教員に対する給与の支給

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の支出については、監査の対象事項としなかった。

ア 請求事項1について、加古川市立の学校の教員に対する給与の支給

イ 請求事項3について、県立学校のファックス機及びコピー機の目的外使用に係る費用を徴収しないこと。

(2) 監査の対象としなかった理由

住民監査請求は、公金の支出等の財務会計上の行為が違法又は不当と推定されるよう個別的、具体的にその理由及び事実を摘示する必要がある。

上記(1)アについて、請求人は、加古川市立氷丘南小学校の教員1名に関して、違法な勤務時間の割振り変更により正規の勤務時間を短縮していると主張しているが、請求書及び事実証明書の内容からは、その事実を具体的に摘示していると認めることはできない。

上記(1)イについて、請求人は、兵庫県高等学校教職員組合の情報紙が県立学校にファックスで送られ、コピーされていることは、県立学校のファックス機及びコピー機の目的外使用であり、その目的外使用に係る費用を徴収せずにこれらの機器の経費を支出していると主張しているが、請求書及び事実証明書の内容からは、その事実を具体的に摘示していると認めることはできない。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、県教育委員会事務局の陳述、県教育委員会事務局に対する実地調査（平成23年10月31日及び11月1日実施）並びに関係人調査（平成23年11月4日、7日及び11日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 請求事項1

- (1) 認定した事実

ア 正規の勤務時間の割振り変更制度

(7) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第42条に基づき、県条例で定められている。勤務時間条例第5条において、任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができるとされている。

(4) 勤務時間条例第5条第1項に基づく別の定めについて、地教行法第37条により県費負担教職員の任命権者となる県教育委員会は、市町組合立学校教育職員の完全週休2日制実施要領（以下「要領」という。）を定めるとともに、地教行法第43条により市町の教職員の服務を監督する権限を有する市町教育委員会に対して、毎年度、「教職員の勤務時間の適正な管理について」と題する通知（以下「県通知」という。）を送付している。

要領では、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるとき、4週間の総勤務時間の範囲内で臨時に勤務時間の割振りを変更することができるとしている。

県通知では、記録簿の様式、記載の留意事項及び記載例により、適正な勤務時間の割振り変更による勤務時間の適正な管理を行うことを示している。

(6) 地教行法第58条により指定都市の県費負担教職員の任命権者は、指定都市の教育委員会となるため、神戸市の県費負担教職員に係る勤務時間条例第5条第1項に基づく別の定めについては、当該教職員の任命権者である神戸市教育委員会が定めることとなる。

県教育委員会は、神戸市教育委員会に対して、上記(4)の要領及び通知を参考までに送付している。

イ 神戸市の県費負担教職員に対する給与支給手続

(7) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条により、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員（法定の定数に基づき配置される者に限る。）の給与は、都道府県が負担することとなっている。また、神戸市の県費負担教職員の給与は、地教行法第42条により県条例である公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）で定められ、神戸市の県費負担教職員の任命権者である神戸市教育委員会は、同条例で定めた給料表に基づき、神戸市の県費負担教職員の給与を決定することができる。

(4) 神戸市立の学校に勤務する県費負担教職員に対する給与の支給手続は、県費負担教職員が勤務する神戸市立の各学校で作成した給与の入力帳票を、各校長が神戸市教育委員会事務局教職員課（以下「市教職員課」という。）を経由して県教育委員会事務局学事課に提出し、同課で電子計算処理を行うこととされている。

(6) 給与を減額する必要が生じた場合は、上記(4)の手続に基づき、県教育委員会は、県費負担教職員が勤務する神戸市立の各学校で作成し、各校長が提出する給与の減額帳票を元に給与を減額することとなる。

また、県教育委員会事務局学事課は、給与計算資料の一部として、職員の勤務状況（出勤日数、出張、欠勤等の日数等）が記載された報告書を、県費負担教職員が勤務する神戸市立の各学校の校長から市教職員課を経由して提出させており、給与の入力帳票と当該報告書との照合によって、給与を減額する場合、その原因行為（欠勤、休職等）を確認する処理を行うことができる。

ウ 神戸市の県費負担教職員に係る勤務時間の割振り変更手続

上記ア(7)のとおり、神戸市立の学校に勤務する県費負担教職員の任命権者は神戸市教育委員会であるため、勤務時間条例第5条第1項に基づく別の定めについては、当該教職員の任命権者である神戸市教育委員会が定めている。

神戸市教育委員会の勤務時間の割振り変更は、県教育委員会が定めている上記ア(4)の神戸市以外の市町の県費負担教職員に係る勤務時間の割振り変更と同じ内容で決定している。そのため、市教職員課では、県費負担教職員が勤務する学校の校長に対して、毎年度、県通知と同じ内容の通知（以下「市通知」という。）を送付している。

また、神戸市教育委員会は、勤務時間の割振り変更を校長の専決事項としている。

エ 神戸市立高丸小学校、友生養護学校及び東須磨小学校の勤務時間の割振り変更

(7) 神戸市立高丸小学校

事実証明書として提出された記録簿に記載された神戸市立高丸小学校の教員1名に係る平成23年2月10日から3月25日までの間の勤務時間の割振り変更について、同校で管理されている記録簿、学校日誌等を調査した結果は、次のとおりである。

- a 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更に係る業務については、市通知において割振り変更できる業務とされている業務従事番号の記載がないものがあったが、学校日誌等から、いずれも割振り変更できる業務に従事していることが認められた。また、当該誤りについては、市教職員課の指導により、校長により記録簿の記載が改められたことを確認した。
- b 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更により勤務時間を延長した日に係る休憩時間について、勤務時間の割振りに対する理解が不十分な休憩時間の与え方があった。
- c 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更により延長した勤務時間数が、短縮した勤務時間数より多くなっていた。

(f) 神戸市立友生養護学校

事実証明書として提出された記録簿に記載された神戸市立友生養護学校の教員8名に係る平成23年3月9日から5月13日までの間の勤務時間の割振り変更について、同校で管理されている記録簿、学校日誌等を調査した結果は、次のとおりである。

- a 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更に係る業務については、市通知において割振り変更できる業務とされている業務従事番号の記載がないもの等があったが、学校日誌等から、いずれも割振り変更できる業務に従事していることが認められた。また、当該誤りについては、市教職員課の指導により、校長により記録簿の記載が改められたことを確認した。
- b 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更により勤務時間を延長した日に係る休憩時間について、勤務時間の割振りに対する理解が不十分な休憩時間の与え方があった。

(g) 神戸市立東須磨小学校

事実証明書として提出された記録簿に記載された神戸市立東須磨小学校の教員6名に係る平成23年1月12日から7月7日までの間の勤務時間の割振り変更について、同校で管理されている記録簿、学校日誌等を調査した結果は、次のとおりである。

- a 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更に係る業務については、市通知において割振り変更できる業務とされている業務従事番号の記載がないもの等があったが、学校日誌等から、いずれも割振り変更できる業務に従事していることが認められた。また、当該誤りについては、市教職員課の指導により、校長により記録簿の記載が改められたことを確認した。
- b 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更により勤務時間を延長した日に係る休憩時間について、勤務時間の割振りに対する理解が不十分な休憩時間の与え方があった。
- c 記録簿に記載された勤務時間の割振り変更により延長した勤務時間数が、短縮した勤務時間数より多くなっていた。

(h) 給与の支給

対象教員の給与について、3校いずれも、減額せずに、全額支給されていた。

オ 上記エの3校における勤務時間の割振り変更による給与支給への影響

上記エの3校の神戸市立の学校については、請求人から事実証明書として提出された記録簿に記載された割振り変更について、記録簿の軽微な記載誤りが認められた（上記エ(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a）が、職務専念義務違反が生じるような不適切な点はなかった（各学校の管理職における勤務時間の割振りに対する理解不足から、上記エ(ア) b c、(イ) b 及び(ウ) b c のとおり休憩時間の不足及び過大な所定勤務時間の設定が認められた。）。

したがって、上記エの3校の対象教員の給与については、減額する必要は、生じていない。

カ 神戸市教育委員会事務局による割振り変更手続に係る各学校に対する指導

(7) 現在の記録簿による勤務時間の割振り変更の手続は、平成18年度から実施しており、平成18年度の記録簿導入時には、記載方法等の説明を各校長に行った。

その後、上記ウのとおり、毎年度、市通知を県費負担教職員が勤務する学校の校長に対して送付し、校長会や新任校長の研修会の機会に説明等を行っているが、定期的に説明を行う機会は設けていない。

(f) 市教職員課は、勤務時間の割振り変更の手続及び勤務時間自体の取扱いについて、調査対象校の管理職における理解が一部不十分であったことから、今後、実務を重視した研修の実施を検討している。

(2) 判断

本件請求に係る神戸市立の学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間の割振り変更は、上記(1)エ及び

オのとおり、記録簿に記載内容の一部に不十分なところがあったが、当該教職員が勤務時間を延長した時間に従事した業務及び勤務時間を短縮した時間は、いずれも勤務時間の割振り変更をすることが可能な範囲の業務及び時間であり、かつ、勤務時間の割振り変更の権限を有する校長による手続がなされていた。

よって、当該県費負担教職員の給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

以上のとおり、請求事項1について、県が被った損害を補填するために必要な措置が講じられることを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

2 請求事項2

(1) 認定した事実

ア 休暇欠勤等願の記載

実地調査日（平成23年11月1日）現在のA教諭の休暇欠勤等願には、「7月5日」、「p m 3時間」、「年休」と記載され、A教諭の押印があり、校長が決裁している。

記載は、記載欄の1行目に行われていた。

イ 休暇欠勤等願の記載の経緯、請求人に対する対応の内容等

(7) 平成23年7月5日、教頭は、A教諭が同日の午後1時15分から3時間の年次休暇を取得する旨の申し出を、取得の1時間ほど前に受けた。同日は校長が不在であり、教頭は、職員の年次休暇の承認について、代理決裁を行うことができる立場にあった。

教頭は、休暇欠勤等願の記載を指示し、A教諭の年次休暇を、執務記録（自らの事務整理のための記録）と、職員室のホワイトボードに記入した。

その際、教頭は、A教諭から、同月5日のほか同月6日に1日年次休暇を取得する旨と、用紙がない旨の申し出を受けた。

教頭は、同月6日分の記載のための用紙がないのだと理解し、事務室に用紙の補充を指示した。A教諭は、用紙の補充がある前に、業務の都合で、職員室から退出してしまった。

また、教頭は年次休暇の承認について代理決裁を行うことができたが、A教諭の同月5日の年次休暇の決裁を、すぐに行わなかった。

(8) 平成23年7月5日の午後2時30分ころ、請求人が県立神戸聴覚特別支援学校を訪れ、A教諭との面会を求めた。

教頭は、A教諭が年次休暇を取得していることを請求人に説明したが、請求人は休暇欠勤等願を見せるよう求めた。教頭は、執務記録（自らの事務整理のための記録）を請求人に見せて説明をした。しかし、請求人から休暇欠勤等願を見せるよう重ねて求められたため、これを見せた。

休暇欠勤等願には、同月5日の3時間の年次休暇及び同月6日の1日の年次休暇のいずれも記入されていなかった。教頭は、この時点で初めて、同月5日の3時間の年次休暇の記載がないことに気づいた。

(9) 平成23年7月6日、教頭は、同月5日の顛末を校長に報告した。同月7日、校長は、A教諭に同月5日及び6日の年次休暇を休暇欠勤等願に記入させて、決裁をした。

ウ 給与の支給

A教諭の平成23年7月5日分の年次休暇について、欠勤扱いとはせず、給与の減額措置は行っていない。

(2) 判断

A教諭の年次休暇の請求と承認は、上記(1)イのとおり、あらかじめ、休暇欠勤等願により行われていなかったという手続上の不備があるものの、口頭によって代理決裁権限がある教頭に対して請求が行われ、かつ、教頭による事前承認が行われていたものと認められる。また、上記(1)ア及びイ(7)のとおり、現在、休暇欠勤等願は、当該年次休暇が承認されたものとして整理されている。

よって、当該年次休暇に係る時間について、職務専念義務があったとはいえないことから、当該教員に対する給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

以上のとおり、請求事項2について、県が被った損害を補填するために必要な措置が講じられることを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

(別記)

1 請求事項1 関係

(1) 平成23年10月17日付け提出分

ア 加古川市立氷丘南小学校に係る対応記録（請求人作成）

イ 神戸市立高丸小学校に係る文書

(1) 対応記録（請求人作成）

(1) 記録簿

ウ 神戸市立友生養護学校に係る文書

(1) 対応記録（請求人作成）

(1) 記録簿

エ 神戸市立東須磨小学校に係る文書

(1) 対応記録（請求人作成）

(1) 記録簿

オ 限定4項目以外の業務に係る割振り変更について（県教育委員会事務局教職員課作成）

カ 政令、条例、県教育委員会規則及び県教職員課作成文書

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(1) 義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則

(1) 県教職員課作成文書（上記オの抜粋）

(2) 平成23年10月18日付け提出分

ア 「神戸市立友生養護学校の記録簿より」と題する文書

イ 「神戸市立東須磨小学校の記録簿より」と題する文書

2 請求事項2 及び請求事項3 関係

(1) 対応記録（請求人作成）

(2) 公文書非公開決定通知書

(3) 兵高教組 調査情報 2011年（平成23年）7月19日（第9号）